

報 告 第 2 7 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月13日提出

新居浜市長 石川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 1 号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成30年12月4日

新居浜市長 石川 勝行

- 1 損害賠償の額 7万200円
- 2 損害賠償の相手方 西条市喜多川796番地1
愛媛県
東予地方局長 高橋 正浩

3 事故の概要

平成30年10月4日午後2時5分頃、主要地方道新居浜別子山線（別子山乙555番75地先路上）において、別子山支所に向かって進行中の公用車が路上に飛び出してきた動物を避けようとした際、ガードレールに接触し、損傷させた。